

## 大田市告示第7号

大田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成20年大田市告示第36号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月13日

大田市長 楫野弘和

題名を次のように改める。

大田市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第3条に次のただし書を加える。

ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものに係る受給要件については、第1号の規定は適用しない。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。

第4条第3号中「（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）」の次に「（以下「指定教育訓練」という。）」を加える。

第5条第1項第1号及び第2号中「授業料」を「受講料」に改め、同項第2号中「前条第3号の講座を受講する者」を「（指定教育訓練を受講する者（次号に掲げる者を除く。））」に、「授業料」を「受講料」に改め、同項第3号中「行わないものとする。）」の次に「なお、令和6年8月29日までに修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、なお従前の例による。」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（指定教育訓練を受講する者）（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む）者）に限る。）当該受給資格者が対象教育訓練の受講

のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の85を乗じて得た額（その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額（この場合240万円を超えるときは、240万円）とし、その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

第7条中「大田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請書」を「大田市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書」に改め、「公簿等」の次に「（マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。）」を加える。

第7条第2号を次のように改める。

（2） 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第7条第3号及び第4号を削る。

第8条中「大田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定通知書（様式第2号。以下「講座指定通知書」という。）」を「大田市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書（様式第2号。以下「受講対象講座指定通知書」という。）」に改め、「通知するものとする。」の次に「なお、訓練給付金の支給方法について、次条第6項の規定に適用する場合は、その旨も併せて通知するものとする。」を加える。

第9条及び第10条を次のように改める。

（支給の申請等（第5条第1項第3号に掲げる者を除く））

第9条 申請者は、前条の規定により指定を受けた対象講座を修了したときは、大田市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第3号。以下「支給申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、公募等（マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ）によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることができる。

（1） 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

（2） 母子・父子自立支援プログラムの写し等、自立に向けた支援を受けていることを証する書類（ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）

- (3) 受講対象講座指定通知書
  - (4) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書又は受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書（第6項の規定により支給する場合に限る）
  - (5) 教育訓練施設の長が、申請者本人が支払った受講経費について発行した領収書
  - (6) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
- 2 支給申請は、受講修了日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。
  - 3 前項の規定に関わらず専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。
  - 4 市長は、第1項の支給申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについては、大田市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給決定通知書（様式第4号）により当該申請者に対し通知するものとする。
  - 5 受給者が真にやむを得ない事由により受給開始前に第7条第1項に規定する対象講座指定申請書を提出することができなかつたことにより対象講座の指定を受けていない場合であつて、当該受給申請者が受給要件を満たし、かつ、受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当と認められるときは、当該受給申請者は同項の規定によりあらかじめ対象講座の指定を受けていたものとみなす。
  - 6 市長は、第5条第1項第3号に規定する者に対する訓練給付金の支給に限り、支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）ごとの支給を決定することができるものとする。その場合、あらかじめ受講対象講座を実施する教育訓練施設に対し受講証明書（雇用保険法施行規則第101条の2の4に規定する受講証明書をいう。以下同じ。）の発行が可能であることを確認するなど、関係機関と連絡調整をした上で、その支給方法を決定するものとする。

(給付金の追加支給等)

第10条 追加支給申請に係る手続きは、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 訓練給付金の追加支給を受けようとする者は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した後に、市長に対して、大田市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書(追加支給用)(様式第5号。以下「支給申請書(追加支給用)」という。)を提出しなければならない。
  - (2) 市長は、支給申請書(追加支給用)の提出があったときは、受給申請者が支給要件に該当しているかを調査し、支給の可否を決定するものとし、支給の決定を行ったときは、大田市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練支給決定通知書(追加支給用)(様式第6号)により、その旨を受給申請者に通知するものとする。
- 2 支給申請書(追加支給用)の提出は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等をした日(専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者にあつては、当該専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日)から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。
- 3 支給申請書(追加支給用)の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることができる。
- (1) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
  - (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等自立に向けた支援を受けていることを証する書類(ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。)
  - (3) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書
  - (4) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書
  - (5) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書

類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」

(6) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父が資格の取得をしたことを証明する書類

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(給付金の返還)

第11条 給付金の受給を受けた者（以下「受給者」という。）が偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けたとき又は受給要件に該当しなくなったときは、市長は、支給額に相当する金額の全部又は一部を受給者から返還させることができるものとする。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

様式第4号の次に次の2様式を加える。

附 則

この告示は、令和7年2月13日から施行し、令和6年8月30日から適用する。

様式第1号(第7条関係)

大田市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

大 田 市 長 様

下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する大田市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。なお、この申請の認定に当たり、私の住民基本台帳及び課税台帳で確認されることを同意します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 ( )歳
	個人番号		
②住所	(〒 ) 大田市	電話 ( ) —	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
⑥所要費用(予定)	入学金 円、受講料 円(合計額 円)		
⑦公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格がある・ない		
⑧過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことがある・ない		
(備考)			

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学金及び受講料(希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。)
- 支給の対象となるのは、入学金及び受講料の合計額の6割相当額です。  
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。  
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。  
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用(予定)については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、大田市にその旨を報告してください。
- 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「大田市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

様式第2号(第8条関係)

大田市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 ( )歳
	個人番号		
②住所	(〒 ) 大田市	電話 ( ) —	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
⑥所要費用(予定)	入学料 円、受講料 円(合計額 円)		
⑦支給方法			
⑧過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある ・ ない		
<p>(上記の教育訓練が指定教育訓練である場合に記載)                  ※上記教育訓練に係る資格を取得し、かつ、上記教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に一定の職業に就いた場合に追加支給することとしているが、当該職業は、上記教育訓練に係る資格を有することを必要とする職業とする。</p>			

さきにあなたから提出のありました大田市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ上記のとおり指定したので通知します。

年 月 日

大田市長

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料(希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。)
- 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。  
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。  
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。  
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、大田市にその旨を報告してください。
- 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。なお、⑦支給方法欄において、支給単位期間(6か月)ごとの支給をする旨記載されている場合は、支給単位期間ごとにこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きをおこなうことが必要です。

様式第 3 号(第 9 条関係)

大田市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

大 田 市 長 様

大田市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

なお、この申請に係る内容の審査に際して、市長が私の世帯及び課税の状況等を調査することに同意します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 ( )歳
	個人番号		
②住所	(〒 ) 大田市	電話 ( ) -	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間 うち支給単位期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
	うち 年 月 日 ~ 年 月 日 (初日) (末日)		
⑥所要費用	入学料 円、受講料 円 (合計額 円)		
⑦雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円		
⑧希望する支払金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名	口座の番号	
	口座名義(フリガナ)		
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。		
(備考)			

(注意)

- 支給申請期間は、受講修了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して 30 日以内（支給単位期間ごとに支給を受ける方は、指定教育訓練実践者の発行する「受講証明書」に記載された支給単位期間末日から起算して 30 日以内）です。
- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための貯金口座の登録等に関する法律（令和 3 年法律第 38 号）第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項及び第 5 条第 2 項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、「⑧希望する支払金融機関」欄に記載する必要はありません。

様式第4号(第9条関係)

大田市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給決定通知書

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 ( )歳
	個人番号		
②住所	(〒 ) 大田市	電話 ( ) -	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
⑥所要費用	入学金 円、受講料 円 合計額 円		
⑦支給決定額	金 円		
(備考)			

さきにあなたから提出のありました大田市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書に基づき審査したところ上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

大田市長

様式第5号(第10条関係)

大田市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書(追加支給用)

年 月 日

大 田 市 長 様

大田市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

なお、この申請に係る内容の審査に際して、市長が私の世帯及び課税の状況等を調査することに同意します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 ( )歳
	個人番号		
②住所	(〒 ) 大田市	電話 ( ) -	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間 うち支給単位期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
	うち 年 月 日 ~ 年 月 日 (初日) (末日)		
⑥資格取得年月日	年 月 日	資格取得名称	
⑦就職等年月日	年 月 日	就職等先名称	
事業主の証明	就業先住所		就業先電話番号
	上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (法人の時は名称・代表者氏名)		
⑧所要諸費用	入学料 円、受講料 円	合計金額 円	
⑨雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円	⑩自立支援教育給付金の受給額	円
⑧希望する支払金融機関	金融機関名		口座の種類 普通・当座・その他
	支店名		口座の番号
	口座名義(フリガナ)		
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。		
(備考)			

事業主の証明欄

(裏面に続く)

(注意)

- 1 支給申請期間は、受講修了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して 30 日以内（支給単位期間ごとに支給を受ける方は、指定教育訓練実践者の発行する「受講証明書」に記載された支給単位期間末日から起算して 30 日以内）です。
- 2 ⑥欄については、資格を取得した日及び資格名称を記載してください。また、資格を取得したことを証明する書類の写し（合格証等）を添付してください。
- 3 ⑦欄については、就職等した日及びその事務所名等を記載した上で、雇用主の証明を受けてください。その他の書類によって就職等した日及びその事実が証明できる場合は、証明欄を省略することは可能です。
- 4 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための貯金口座の登録等に関する法律（令和 3 年法律第 38 号）第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項及び第 5 条第 2 項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、「⑩希望する支払金融機関」欄に記載する必要はありません。

様式第6号(第10条関係)

大田市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給決定通知書(追加支給用)

①氏名	フリガナ		
②住所			
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	_____年 月 日から _____年 月 日まで (受講開始日) (受講修了日)		
⑥所要費用	入学金 _____ 円、受講料 _____ 円 合計額 _____ 円		
⑦雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給額	_____ 円	⑧自立支援教育訓練給付金の受給額	_____ 円
⑨支給決定額	_____ 円		

さきにあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金支給申請書に基づき審査の上、大田市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第10条の規定により、上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

大田市長